

- ・正副委員長会議での意見で、資料編に移動しました。
- ・内容は今後もデータ追加、文章修正等の作業が多少残っています。

3 川崎市の教育の現況と課題

本市の教育における現況と課題について、教育関連各種データや資料を踏まえて、以下のようにとりまとめました。

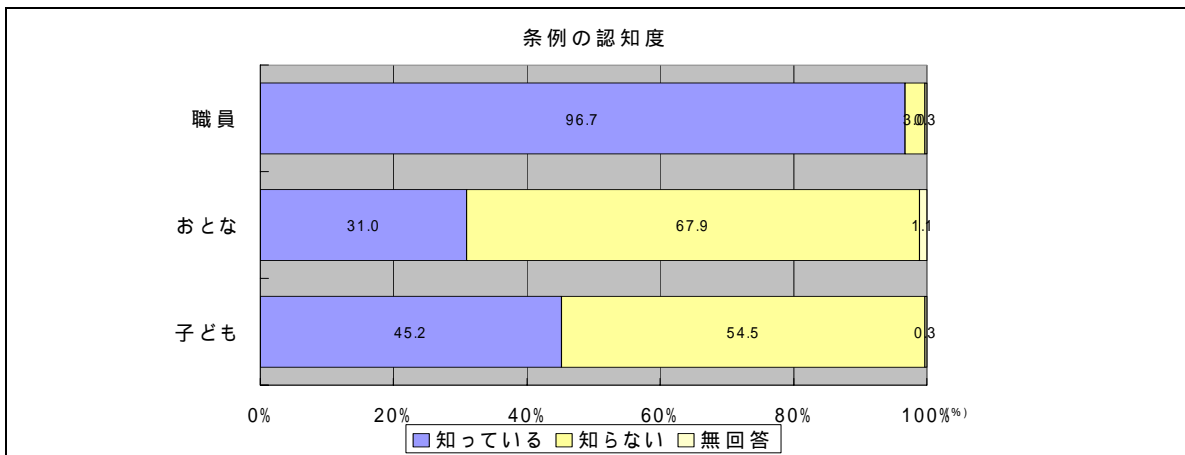
(1) 幼児教育・学校教育の現況と課題

子どもの権利保障に向けた教育・学習

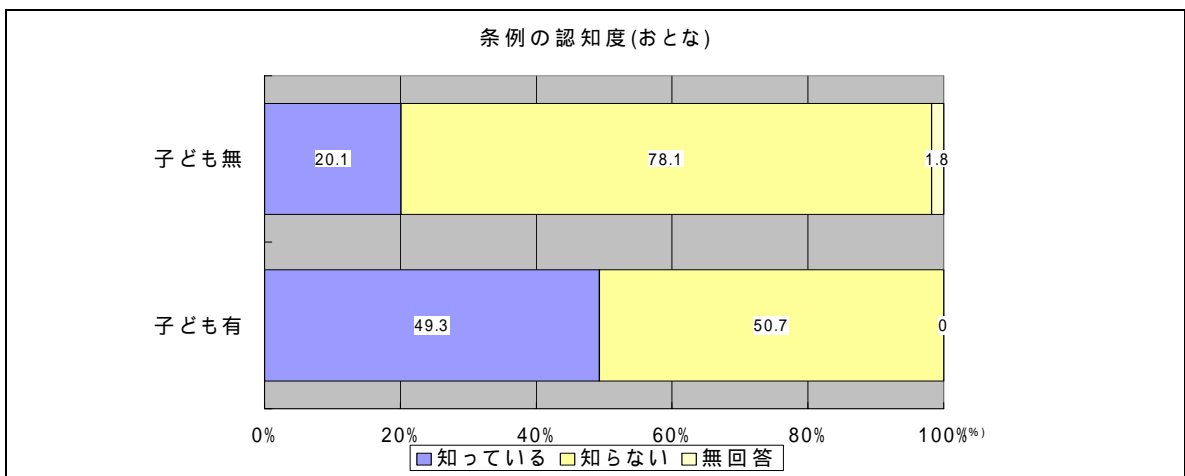
【現況】

本市では、平成6年に日本が批准した「子どもの権利条約」や平成13年4月に総合条例として施行した「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づいた事業により、学校現場において、特に職員、子どもたちの認知度は高いものの、大人の認知度は約3割となっています。特に、子どもを持たない大人の条例に関する認知度は、約2割となっています。

権利侵害と見られる行為が子どもの身近に広がっていることも「川崎市子どもの権利に関する実態・実態調査」で明らかにされています。親による体罰の経験を持つ子どもは37.6%、「まわりの人から大切にされている」と「思わない」、「あまり思わない」子どもも全体の2割強を占めています。また、このような権利侵害を受けていても、これを権利侵害とは受け止められないでがまんしてしまう子どもが目立つことも危惧されます。親の体罰についても「しかたがない」として肯定する子どもは43.9%、「つらくてどうしようもない」経験をもつ子どものうち、「やめてもらおうとした」子どもは21.5%に過ぎず、「がまんした」子どもは34.9%、「つらいままだった」子どもは21.0%、合計55.9%と、半分を超える子どもは権利侵害に甘んじてしまっている、ということが調査結果から見えてきます。



(出展) 平成15年度「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」



(出展) 平成15年度「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」

【課題】

おとなの条例に関する認知度の低さを踏まえ、学校現場だけでなく、幅広い市民に向けた条例の認知度向上への取組が、大きな課題のひとつとしてあげられます。また、教育委員会では、これまで子どもの権利に関する条例や条約に基づき、教職員に対する研修や子どもの権利学習資料の作成、子ども自身が権利を具体的に学ぶ「子どもの権利学習派遣事業」など子どもの権利保障に向けた施策を推進してきました。さらに、昨今の人権侵害の深刻な問題に対応するためにも、これまでの人権尊重教育を検証し、多様で、しかも具体的な課題解決に即した人権学習手法の開発や実際の人権侵害に対応するための行政・学校・地域のネットワークづくりが求められています。

また、今後、社会や時代の変化により顕在化する様々な人権問題にも対応した教育施策の構築など、あらゆる差別・偏見の払拭に向けた取組が求められています。

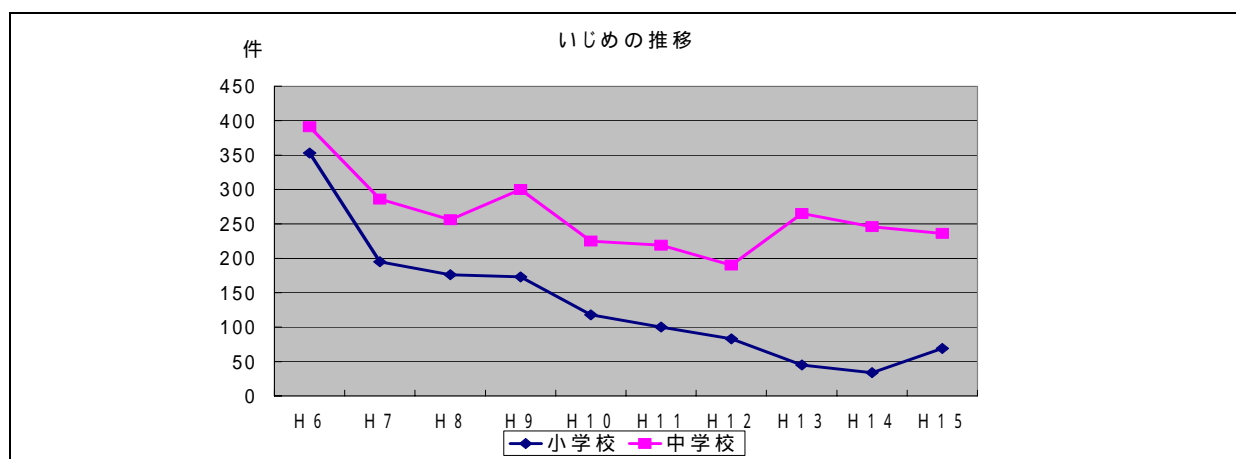
児童生徒指導

いじめ

【現況】

本市の公立学校におけるいじめ(「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。」と定義して調査)の発生件数は、平成15年度は、小学校69件、中学校236件となっています。この内、発生のピークは中学1年です。

発生件数は中学校では、ほぼ横ばいで、小学校では減少傾向にありましたが、平成15年度には前年度より増加に転じています。被害者が転校を余儀なくされるなど深刻なケースも依然として見受けられます。また、いじめは潜在化することがあるので、調査上の数値よりもさらに多く発生していることが推測されます。



(出典) 川崎市教育委員会調べ

【課題】

いじめの背景としては、家庭や地域社会など子どもを取り巻く環境の急激な変化等による対人関係のあり方の未熟さ、規範意識・モラルの低下、ストレスの増大などが指摘されています。

学校教育においては、特別活動の充実等を図り社会性の育成を図ること、学校生活に対する不安や悩みの解消を図ること、希望や目標を持った生活を営めるようにすること等に努めることが重要であると考えられます。そのための学校づくり、教育相談体制の充実、日常の教科・特別活動・道徳等における指導の充実を一層図ることが求められています。

不登校

【現況】

本市の公立学校における不登校の人数(学校基本調査における「理由別長期欠席児童生徒数」の内、「不登校」を理由として年間30日以上欠席した児童生徒数)は増加傾向にありましたが、平成15年度は小学校221人(74人減)、中学校1,076人(91人減)と減少しました。傾向としては学年進行に伴って増加し、特に小学6年から中学1年へは急激な増加が見られます。

不登校のきっかけとしては、本人に関わる問題、家庭生活に起因する問題、学校生活に起因する問題など様々に認められ、継続理由としては、「不安など情緒混乱」「無気力」などの割合が比較的多くなっています。

不登校の継続理由（平成 15 年度）

不登校の継続理由	小学校	中学校
学校生活上の影響	14 人	89 人
遊び・非行	1 人	149 人
無気力	40 人	235 人
不安など情緒的混乱	74 人	242 人
意図的な拒否	5 人	42 人
複合	66 人	269 人
その他	21 人	50 人

（出典）川崎市教育委員会調べ

【課題】

不登校の要因としては、家庭や地域社会などにおける人間関係の希薄化に伴う対人関係のあり方の未熟さや不安や緊張の傾向の高まり、ネグレクト等家庭の養育上の問題、学校における学業の不振、教職員の不適切な指導等があげられます。

いじめと同様、不登校の防止に対しては、子どもたちが楽しく安心して生活できるなど学校づくりに努めること、小・中学校間の連携を強化し、児童生徒間の交流、教職員間の交流などを一層推進するなどして、小学生が安心して進学できる環境を整えるなどの学校生活の円滑な接続を図ること、また、不登校状態にある子どもたちに対しても、家庭との連携を図り、相互理解、相互協力のもとで、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導、援助を行うこと等が大切であると考えられます。

いわゆる「学級崩壊」

【現況】

いわゆる「学級崩壊」については、「正常な学習活動ができない状況になった学級」として調査を実施したところ、平成 15 年度、市立小学校 114 校（5 月 1 日現在の学級数は 1,969 学級）において、14 学級がこれに該当すると報告されています。具体的な状況としては、「私語が多い」、「教員の指示が通らない」、「授業中、席を離れたり教室外へ出たりする」、「反抗した態度をとる」などが比較的多く見られるように、教員の指導力不足が原因となっている場合もありますが、一部の個別的な配慮を必要とする児童の行動から端を発し、教員の努力にもかかわらず、状況が改善できないケースも見られます。

【課題】

「児童に対して共感的な理解ができない」、「授業がわからない、楽しくない」、「集団に対する指導など基本的な指導技術が欠けている」などの状況が教員の指導力不足の具体例として見られます。一方、児童の問題としては、「基本的な生活習慣が身に付いていない」、「集団活動を一緒に行えない」など、年齢に応じた社会性が未熟であること等があげられます。

教員の資質や指導力の向上を図るとともに、一人ひとりの子どもの個性に応じた対応を行うことが重要になっています。

子どもの体力

【現況】

児童生徒の体力・運動能力の低下傾向は全国的な推移を見ると、昭和 60 年を境に低下傾向にあります。本市においても、同様の傾向を示している上、昨年度の調査報告書によると、男女ともにほとんどの項目において、全国平均に比べ新体力テストの結果では多くが劣勢を示しています。

このような体力の低下傾向は、様々な要因が絡み合って生じているものと考えられますが、運動を日常的に行っている子どもとそうでない子どもの二極化が顕著に現れており、外遊びの減少やスポーツの軽視、生活の利便化による体を動かす機会の減少が大きな要因となっているものと考えられます。また、夜型の生活など生活習慣の変化など本来、体を良く動かし、よく食べ、よく眠るという当たり前の生活ができなくなっていることも要因だと考えられます。

児童生徒の体格と体力（平成 15 年度平均値）

			身長(cm)	体重(kg)	握力(kg)	50m 走(秒)	立ち幅とび(m)	長座体前屈(cm)
小学校 6 年	男	市	145.90	39.44	19.52	9.12	159.52	34.69
		全国	145.35	38.96	21.15	8.96	166.68	35.09
	女	市	147.69	39.81	18.94	9.35	148.87	39.34
		全国	147.41	39.92	20.04	9.26	154.05	39.03
中学校 3 年	男	市	165.83	55.96	35.62	7.96	205.98	44.20
		全国	165.78	55.10	36.90	7.60	211.55	46.22

	市	156.75	50.46	25.17	9.13	162.76	43.23
	全国	156.67	50.13	25.70	8.83	170.00	44.85

(出典)「平成 15 年度児童生徒新体力テスト調査報告書」(川崎市教育委員会)

【課題】

このような低下傾向を打開する方策として、子どもが運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや運動をする動機付け、運動プログラムの提示が求められています。また、体を動かすことのできる環境の整備(機会、場所、仲間)あるいは、地域等との連携による放課後等の時間を利用した活動の推進などが必要です。

学校体育・運動部活動

【現況】

学校における体育・スポーツ活動は、「生きる力」の基礎となる児童生徒の健康や体力の育成を図るものです。児童生徒が生涯にわたって運動に親しみ、豊かな生活を送ることができるよう、体育の授業や学校体育指導者の資質の向上、小学校連合運動会や各種体育大会の開催などによる児童生徒の体力・運動能力の育成に取り組んでいます。

また、近年、生徒数の減少に伴う教員数の減少や教員の高齢化等で部活動の顧問を引き受ける教員の減少や専門的な指導が十分にできない顧問もみられます。

各学校では、開かれた学校づくりを目指すためにも、部活動に外部指導者を導入するなど地域の教育力を積極的に取り入れています。平成 16 年度は 42 中学校で 88 名の外部指導者の方に指導補助をお願いしています。高等学校においては特別専任コーチとして 2 校、2 名の方にお願いしています。

運動部活動の状況(平成 16 年度)

	延べ数	顧問数	部員数	在籍数	入部率
運動部	527 部	1,002 名	17,229 名	24,488 名	70.4%

(出典)川崎市教育委員会調べ

学校での運動部活動は学校で計画する教育活動であることから、生徒一人ひとりの希望を生かすことを基本としています。しかし、生徒数の減少から入部者が減少し、部が成立せずに廃部や休部になる学校もあります。

【課題】

(財)川崎市体育協会、地域など各種団体と学校との連携促進のもと、地域や学校、各種スポーツ団体の指導者等が一体となって児童生徒の体育・スポーツの充実を図っていくことが求められています。

競技団体や総合型地域スポーツクラブとの連携のもと、部活動における外部指導者の導入を進めるとともに、複数の学校が合同で活動を行うなどの方法も工夫していく必要があります。

給食

【現況】

小学校 114 校、聾学校 1 校、養護学校 2 校では、統一献立、物資の共同購入により、自校の調理施設で調理して、主食、副食、牛乳を提供する「完全給食」を実施しています。平成 16 年度に各区 1 校ずつの計 7 校で、給食調理業務の民間委託をモデル的に実施し、安全衛生面や効率化など様々な検証を行っています。

中学校 51 校では、牛乳を提供する「ミルク給食」を実施するとともに、ランチサービス事業として、調理業者による校外調理方式により、栄養バランスに配慮したお弁当を提供しています(家庭等の弁当との選択制)。

高等学校定時制課程 5 校では、業者委託による弁当方式の「完全給食」を実施しています。

【課題】

小学校給食においては、給食調理業務の民間委託の検証結果を踏まえ、平成 17 年度以降の民間委託化をどのように推進していくかが課題となっています。

中学校ランチサービス事業では、生徒や保護者にとって、より利用しやすい申し込み方法にどのように改善していくかが課題となっています。

高等学校定時制課程では、受益者負担割合を含めた夜間給食のあり方について、見直しすることが課題となっています。

学校生活・授業

【現況】

川崎市総合教育センターが平成 15 年に実施した生活実態調査によると、学校での生活が「とても楽しい」という回答は、小 3 が 55.6%、小 5 が 43.9%でほぼ 2 人に 1 人となっているのに対して、中 2、高 2 では、それぞれ 24.5%、26.6%と、ほぼ 4 人に 1 人となっています。さらに、「まあまあ楽しい」を合わせると、小